

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
5月11日
(火曜日)

目次

告示

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正(財政課).....一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

山口都市計画道路事業の認可(都市計画課).....一

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....二

公告

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始(医務保険課).....二

平成二十二年登録販売者試験の実施(業務課).....三

土地改良区役員の届出(農村整備課).....四

土地改良事業の完了の届出(農村整備課).....四

人委公告

平成二十二年山口県職員採用大学卒業程度試験の実施.....五

平成二十二年山口県保健師採用試験の実施.....九

平成二十二年警察官(男性)採用(A)共同試験の実施.....一

平成二十二年警察官(女性)採用(A)試験の実施.....四

山口県告示第二百四号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示(平成十九年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正する。



平成二十二年五月十一日

山口県知事 二井 関成

一の(一)中「第百十三条第二項第五号」を「第百十三条第四項」に改め、一に次のように加える。

(四) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第七条第一項の就学支援金

山口県告示第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 認可年月日

山口市小鯖土地改良区 平成二二、四、二八

阿東町土地改良区 " " "

山口県告示第二百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十二年五月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称 山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 山口都市計画道路事業三・四・九東山通り下矢原線
- 三 事業施行期間 平成二十二年五月十一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 山口市若宮町

山口県告示第二百七号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十八年山口県告示第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十一日

山口県知事 二井 関成

大畑(2)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一
号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
長門市	洪木	西大畑	五一一の八	一号
"	"	"	六三五の一	二号
"	"	"	六三五の一	三号
"	"	"	六三一	四号
"	"	"	六三一	五号
"	"	"	六三一の一	六号
"	"	東大畑	六二八	七号
"	"	"	六二七	八号
"	"	"	六二五	九号
"	"	下分ケ	五八七の一	十号
"	"	東大畑	五六六の一	十一号
"	"	西大畑	五二〇	十二号
"	"	"	五一七の四	十三号



(一四一) 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第
三百七十二号)の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式

に係る手続を開始します。

平成二十二年五月十一日

山口県知事 二井 関成

一 業務の概要

(一) 業務名

地方独立行政法人山口県立病院機構(仮称) 財務会計・人事給与システム構築業
務

(二) 業務内容

財務会計及び人事給与システムの構築

(三) 契約期間

契約締結の日の翌日から平成二十三年三月三十一日まで

二 参加資格

(一) この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は第
二項に規定する者でないこと。

(二) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業
務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並
びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百
八十二号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発について特Aの等
級に格付されている者であること。

(三) この手続の開始の日から平成二十二年六月二十一日までの間のいずれの日におい
ても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止
を受けていないこと。

(四) 国公立大学法人(附属病院を有していること)、独立行政法人国立病院機構又
は地方独立行政法人の規定に基づく病院のいずれかに対する財務会計システム及び
人事給与システムの導入について、次のいずれかの実績を有していること。

1 システムを開発する業務(パッケージソフトウェアの導入を含む。)を施行し
た実績

2 他社のパッケージソフトウェアを基本としたシステムの開発の場合にあつて
は、そのパッケージソフトウェアの導入の実績

三 手続等

(一) 応募要項の配布

1 場所

2 場所

3 場所

4 場所

5 場所

6 場所

7 場所

8 場所

9 場所

10 場所

11 場所

12 場所

13 場所

14 場所

15 場所

16 場所

2 山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部医務保険課

(二) 平成二十二年五月十一日から同月十八日までの午前九時から午後五時まで
 1 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限
 提出方法

持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出場所
 山口県健康福祉部医務保険課

3 受領期限
 平成二十二年五月十八日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

1 提出方法
 持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出場所
 山口県健康福祉部医務保険課

3 受領期限
 平成二十二年六月二十一日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を平成二十二年七月中旬に行う。

木村 進

重政 義貴

中野 恵

野々村 譲

原田 靖司

松野 浩嗣

村田 雅弘

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出時において二の(二)の要件を満たしていない者については、提案書の提出時までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続の開始後に、二の(二)に掲げる資格審査の申請をする場合は、平成二十二年六月十日午後五時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(七) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

(八) 詳細については、山口県健康福祉部医務保険課(電話〇八三一九三三二一九一〇)に問い合わせる。

五 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction of Financial accounting system and personnel management and salary system for Yamaguchi Prefectural Hospital Organization (tentative name), a local independent administrative institution

(2) Time limit to express interests : 5:00 P. M. May 18, 2010

(3) Time limit for the submission of proposals: 5:00 P. M. June 21, 2010

(4) Division in charge of procurement and contact point for inquiry: Medical and Insurance Division, Public Health and Welfare Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (TEL 083-933-2910)

(一四) 平成二十二年登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成二十二年五月十一日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十二年八月十七日(火曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一番地

山口県セミナーパーク

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館
 山口市桜島三丁目一番一号
 山口県立大学

山口市吉田一六七七番地の1
 山口大学

山口市滝町一番一号
 山口県庁職員ホール

三 受験願書の受付期間
 平成二十二年五月三十一日(月曜日)から同年六月十一日(金曜日)まで(郵送の場合、六月十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先
 最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一) 山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

五 提出書類
 なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

(一) 受験願書
 (二) 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第一百五十九条の五第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

(三) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

六 受験手数料
 一万四千元に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等
 (一) 合格者の発表は、平成二十二年九月二十八日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他
 (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験」と朱書き、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三―九三三―三〇二〇)にすること。

(一四三) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十二年五月十一日

山口県知事 二井 関成

一 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下松市赤谷土地改良区	監事	斉藤 鉄明	周南市大字須々万奥四〇四の八

二 住所を変更した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住居変更前後	住所
下松市赤谷土地改良区	理事	田中 宏幸	下松市大字末武下五〇七の一	下松市大字末武下五〇七

(一四四) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十二年五月十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
萩市	むつみ地区の排水施設の改修	平成一七、一、五	平成二一、三、二三

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
萩市	須佐地区のかんがい排水	平成二一、一、一五	平成二一、三、二六



公告

平成二十二年山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

平成二十二年山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十二年五月十一日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	四十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む)における一般行政事務
警察事務	九人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉	四人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	三人程度	知事部局(主として土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	一人程度	知事部局(主として総務部及び土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
林業	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
獣医師	五人程度	知事部局(主として環境生活部、健康福祉部及び農林水産部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、農林事務所等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等及びと畜検査等の専門業務並びに家畜の保健衛生、防疫、病性鑑定等の専門業務
畜産	一人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
機械	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
電気	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務

化学	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生薬学	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生監視	一人程度	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十六年四月二日から平成元年四月一日まで(獣医師の試験職種にあつては、昭和五十四年四月二日から昭和六十二年四月一日まで)に生まれた者又は平成元年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業若しくは平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、獣医師、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 獣医師

獣医師の免許を有する者又は平成二十三年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第六十二回獣医師国家試験(平成二十三年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者

2 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成二十三年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第九十六回薬剤師国家試験(平成二十三年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者

3 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者(機械及び電気の試験職種にあつては、就労可能な留資格を有するものを除く。)

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七七番地の1 山口大学共通教育本館
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目二番八号 大阪経済大学B館

- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法及び内容
筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。
 - (1) 教養試験
全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。
 - (2) 専門試験
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。
- なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。
- 2 日時
平成二十二年六月二十七日（日曜日）
試験室入室 午前九時三十分まで
教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで
 - 3 場所

- (二) 第二次試験
 - 1 方法及び内容
 - (1) 論文試験
全試験職種に共通の課題により、思考力、判断力、表現力等の総合的能力について試験を行います。
 - (2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。
 - 2 日時及び場所
 - (1) 論文試験及び適性検査
日時 平成二十二年七月二十四日（土曜日）
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
山口県総合交通センター
 - (2) 口述試験
日時 平成二十二年七月二十六日（月曜日）から同月三十日（金曜日）までの間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市滝町一番一号
山口県庁
- 詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
- 四 配点
- (一) 第一次試験
第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。
教養試験 四〇点
専門試験 六〇点
第二次試験
 - (二) 論文試験 六〇点
口述試験等 一四〇点
- 五 合格者の決定方法
- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。
 - (二) 最終合格者は、行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十二年七月八日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十二年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万六千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十二年五月十一日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十二年五月十一日(火曜日)から同年六月四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十二年六月四日までの消印のあるものに限りま。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十二年五月十一日(火曜日)午前九時から同月二十八日(金曜日)午後

五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三一四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察事務	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉	次(ア)又はイのいずれかを選択するものとする。 (ア) 社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 社会心理学 一般心理学 (イ) 社会調査 産業心理学 臨床心理学 社会心理学及び社会心理学を含む。 教育心理学 産業界心理学 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学
土木	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工
建築	画 建築設備 建築施工 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植
林業	林業政策 林業経営学 造林学 林業工学 林産一般 砂防工学
獣医師	家畜解剖学 家畜生理学 家畜薬理学 家畜病理学 家畜内科学 家畜外科学 家畜繁殖学 家畜寄生虫学 家畜微生物学 家畜伝染病学 獣医公衆衛生学 家畜衛生学 畜産一般
畜産	家畜繁殖学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理
機械	数学 物理学 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 制御 機械設計 機械材料 機械工作

電気	数学 情報通信工学	物理 電磁気学	電気回路	電気計測	制御	電気機器	電力工学	電子工
化学	数学 化学工学	物理 物理化学	分析化学	無機化学	無機工業化学	有機化学	有機工業	
衛生薬学	物理化学 薬理学	分析化学	無機化学	有機化学	生化学	薬剤学	衛生化学	生薬学
衛生監視	微生物学	食品製造学	無機化学	有機化学	食品化学	公衆衛生学		

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務

二 受験資格

- (一) 昭和四十六年四月二日から昭和五十六年四月一日までに生まれた者が受験できます。
 - (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法及び内容
- (1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の試験を行います。

(2) 論文試験

民間企業等での職務の経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、判断力、表現力等の総合的能力について試験を行います。

- 2 日時
平成二十二年六月二十七日（日曜日）
試験室入室 午前九時三十分まで
教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
論文試験 午後一時三十分から午後三時まで
- 3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七番地の山口大学共通教育本館
東京都	東京都港区白金台二丁目二番三七号明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目二番八号大阪経済大学B館

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
 - 2 日時及び場所
日時 平成二十二年八月一日（日曜日）
場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 四 配点
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
- (一) 第一次試験
教養試験 五〇点
論文試験 五〇点
- (二) 第二次試験
口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。
- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者

平成二十二年七月十五日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

- (二) 最終合格者

平成二十二年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

- (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

- (二) 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。

- (三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十万八千四百四十六円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に依りて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求

平成二十二年五月十一日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以

上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

- (二) 受験の申込み
 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

- (三) 受付の期間及び時間
 平成二十二年五月十一日(火曜日)から同年六月四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十二年六月四日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

- (四) インターネットを利用する方法により受験の申込み
 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができません。
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十二年五月十一日(火曜日)午前九時から同月二十八日(金曜日)午後五時まで

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十二年度山口県保健師採用試験の実施

平成二十二年度山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。

平成二十二年五月十一日

山口県人事委員会

- 一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行います。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	保健師	一人	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和五十六年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成二十三年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第九十七回保健師国家試験(平成二十三年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できません。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時、場所等
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
- なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法、内容等
 - 筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。
 - (1) 教養試験
 - 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
 - (2) 専門試験
 - 試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。
- なお、出題分野は、地域看護学、疫学・保健統計(情報処理を含む)、保健福祉行政論とします。
- 日時
- 2 平成二十二年六月二十七日(日曜日)
 - 試験室入室 午前九時三十分まで
 - 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
 - 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで
 - 3 場所

五 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験 四〇点
- (二) 第二次試験 六〇点
- 論文試験 六〇点
- 口述試験等 一四〇点

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

- (1) 論文試験及び適性検査
- 日時 平成二十二年七月二十四日(土曜日)
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
- (2) 口述試験
- 日時 平成二十二年七月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日
- 場所 山口市滝町一番一号
- 山口県庁

2 日時及び場所

- (1) 論文試験
- 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等
- 人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七七番地の一 山口大学共通教育本館
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目二番八号 大阪経済大学B館

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合には、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十二年七月八日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十二年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、一般の職員の場合は、月額十六万九千六百三十八円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤奨手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十二年五月十一日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十二年五月十一日(火曜日)から同年六月四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十二年六月四日までの消印のあるものに限りです。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十二年五月十一日(火曜日)午前九時から同月二十八日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十二年年度警察官(男性)採用(A)共同試験の実施

平成二十二年年度警察官(男性)採用(A)共同試験を次のとおり実施します。

平成二十二年五月十一日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

区分	都府県名	採用予定人員
一 般	山口県	三十人程度
	東京都	それぞれ三人程度
	京都府	
	大阪府	

兵庫県	
山口県	二人程度

二 職務の概要
 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区分	都府県名	受 験 資 格	
		一 般	武 道 指 導
山口県	山口県	昭和五十二年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者	2 剣道の段位が三段以上の者で、これに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの
東京都	東京都	昭和五十五年七月十三日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者	2 剣道の段位が三段以上の者で、これに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの
大阪府	大阪府	昭和五十五年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者	2 剣道の段位が三段以上の者で、これに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの
兵庫県	兵庫県	昭和五十年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者	2 剣道の段位が三段以上の者で、これに相当すると認められる競技会において優秀な成績を上げたもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保護人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党

四

他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び技能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十二年七月十一日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時三十分まで

3 場所

山口市桜島三丁目一番一号

山口県立大学

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十二年八月二十一日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十二年八月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)

までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十二年七月二十三日(金曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十二年八月下旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十二年九月中旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十二年十二月上旬頃までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十九万七千八百六十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十二年五月十一日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以

上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。
 なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
 三 受験資格

(二) 受験の申込み
 1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。
 なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。
 2 志望都府県名を第二志望まで記入できます(武道指導を除く)。
 志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十二年五月十一日(火曜日)から同年六月十一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
 なお、郵送の場合は、平成二十二年六月十一日までの消印のあるものに限りません。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十二年五月十一日(火曜日)午前九時から同年六月四日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二七)に問い合わせてください。

公 告

平成二十二年山口県警察官(女性)採用(A)試験の実施

平成二十二年山口県警察官(女性)採用(A)試験を次のとおり実施します。

平成二十二年五月十一日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

十人程度

二 職務の概要

(一) 昭和五十二年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。
 (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 1 日本の国籍を有しない者
 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者
 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 四 試験の方法、内容、日時及び場所
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行いません。
 (一) 第一次試験
 1 方法及び内容
 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
 2 日時
 平成二十二年七月十一日(日曜日)
 試験室入室 午前九時三十分まで
 試験 午前十時から午後二時三十分まで
 3 場所
 山口市桜島三丁目一番一号
 山口県立大学
 (二) 第二次試験
 1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十二年八月二十一日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十二年八月二十三日(月曜日) から同月二十七日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

五 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十二年七月二十三日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十二年九月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十九万七千八百六十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給さ

れます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十二年五月十一日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十二年五月十一日(火曜日)から同年六月十一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十二年六月十一日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十二年五月十一日(火曜日)午前九時から同年六月四日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二七)に問い合わせてください。